

## 「たまかわくらし応援サポーター育成事業」業務仕様書

### 1 事業目的

「たまかわくらし応援サポーター育成事業(以下、「本事業」という。)」では、玉川村(以下、「村」という。)への移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大を実現するため、「たまかわくらし(※1)」の魅力に住民等の生活者目線で発信するとともに、地域全体で移住者等を受け入れる体制を整えることを目的とする。

本事業は、移住希望者等がそれぞれの状況に合わせた暮らし方や働き方ができるよう、相談対応や体験機会の創出、コミュニティ参画への橋渡し等の役割を担うトータルサポート窓口である「たまかわくらしサポートセンター(以下、「センター」という。)(※2)」と密に連携し実施する。

※1 たまかわくらし:一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポートセンター:移住・定住の促進、関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

### 2 背景

村では、近年の核家族化や共働きの増加、デジタル技術の急速な普及等による社会情勢の急激な変化に伴い、地域やコミュニティ、家族、仕事等への考え方や関わり方といった価値観の多様化が加速している時代の流れを捉え、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を、意識の面でも制度の面でも整備することで、ウェルビーイングな暮らしができる「選ばれる村」を目指している。

さらに、様々な価値観や暮らし方が融合することで新たなコミュニティの形成や強化とそれに伴う活動の活性化を促し、それらが地域活力向上の起爆剤となり、さらに新たなコミュニティや活動を生み出す好循環ができていることを目指している。

### 3 業務内容

#### (1)「たまかわくらし応援サポーター」募集・運営事業

センターが地域と一体となって、関係人口拡大や移住・定住を促進していくため、地域住民等が案内人役となる「たまかわくらし応援サポーター(以下、「サポーター」という。)」を募集するとともに、サポーターの活動を活発化させる。

##### ①サポーターの募集

- ・移住希望者等支援に意欲のある村民等(個人及び団体)の募集を行うこと。
- ・サポーターは5組以上確保すること。
- ・募集は村と共同で実施し、より効果的な募集方法や広報手段を協議して実施すること。

- ・サポーターは一覧表で管理し、それぞれの特性(得意分野)や協力内容、連絡先等をまとめて、村と共有すること。

## ②サポーター制度の運営

- ・サポーターの役割や活動内容等をまとめたルールブック(データ可)を作成し、関係者間で共有すること。
- ・ルールブックは必要に応じて随時更新する。
- ・村も含めた事務局とサポーター間での連絡手段(SNS グループ等)を確保すること。
- ・サポーター活動にあたって必要な消耗品や保険等を準備すること。
- ・他自治体の事例共有やサポーター間の情報共有等でサポーターのスキルアップに向けた取組を実施すること。

## (2)サポータープロジェクトの実施

- ・サポーターが主体的に参加し移住希望者等との交流やたまかわくらしの魅力を PR するプロジェクト(以下、「サポータープロジェクト」という。)を実施すること。
- ・サポータープロジェクトの実施に当たっては、サポーター(候補を含む)の主体性を引き出し、住民等参加型のプロジェクトとなるよう工夫をすること。
- ・サポータープロジェクトは3件以上実施する。
- ・サポータープロジェクトの実施にあたっては、必ず計画段階で村と協議を実施して、協議の上、実施内容を決定すること。
- ・サポータープロジェクトの実施に当たっては、企画立案から実施に係るまでの準備や実施後の効果測定等、一連の活動を支援し、活動に必要な費用についても見積書に含むものとする。
- ・提案書や見積もりに当たっては、サポーター企画 1 件当たりの上限金額や、想定される経費を記載すること。

## (3)スケジュール管理

- ・業務の実施にあたっては年間スケジュールを業務ごとに作成し、村の了解を受けた上で、定期的に村へ進捗報告を行いながら適切に進捗管理を行うこと。
- ・年間スケジュールについては、村と協議の上、適宜修正すること。

## 4 履行期間

事業完了日:2026 年 3 月 25 日までとする。

## 5 成果品

事業報告書 1 部

## 6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ア 委託業務着手届
- イ 委託業務完了届
- ウ 実績報告書
- エ 上記5に示す事業成果品
- オ その他委託者が必要と認める書類等

## 7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

## 8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、受託者の責任で速やかに対処するものとする。

## 9 完了

本業務は、実施報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

## 10 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。